

平成 20 年度決算報告 ~智頭病院の決算を、お知らせします~

病院事業は、入院や外来の診療費を主な収入として経営が成り立っています。
平成 20 年度の決算がまとまりましたので、お知らせします。

経営の状況(税抜)

☆総収益(17 億 8,557 万円)

料金収入などの医業収益及び受取利息、補助金などの医業外収益をいいます。

医業収益とは、主にみなさんが支払う診療費のことです。この収益が収入の大部分を占め、智頭病院の経営を支えています。

入院収益は病床利用率の向上(患者数の増)及び診療単価の増加により前年度より 9,268 万円増加、外来収益は患者数が減少しましたが、診療単価が増加したことにより前年度より 1,083 万円増加しました。病院事業全体の総収益は 17 億 8,557 万円で前年度より 3 億 1,338 万円増加しました。

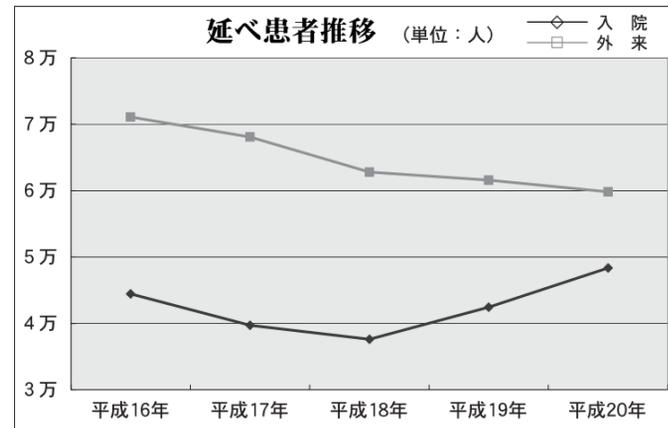
☆総費用(18 億 9,601 万円)

給与費、経費、減価償却費などの医業費用、支払利息などの医業外費用をいいます。

給与費は職員(医師を除く)の給料を昨年に引き続きカットしました。材料費は主に薬や注射薬代で患者数、手術の減少及び在庫管理の徹底等により減少傾向にありますが、原油高による電気・燃料代の光熱水費等の増加により、経費は増加しました。病院事業全体の総費用は 18 億 9,601 万円の前年度より 287 万円増加しました。

経常収支(▲1 億 1,044 万円)

平成 20 年度の経常収支は、約 1 億 1 千万円の赤字となりました。また平成 19 度末の不良債務額(資金の不足額)は約 5 億 3 千万円となっており、公立病院特例債を借り入れ財政再建を行いました。平成 20 年度は健診センター専任医師が 4 月に 1 人、さらに 12 月に内科医師 1 人が着任し、内科を中心に病床利用率の向上を図ることができ、入院収益は昨年度に比べ増加しましたが、病院建設に伴う企業債償還金や減価償却費が高水準であることなどにより、大変厳しい状況となりました。今後とも、安全で良質な医療の確保に努め、地域のみなさんから信頼される病院として期待に応えられるよう努力します。収益の確保と費用の節減など一層の経営努力を行ない、健全経営に向け、この取り組みを強化します。



平成 20 年度決算

単位:千円

科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 収 益	1,407,574	医 業 費 用	1,766,472
(1) 入院収益	918,611	(1) 給 与 費	981,575
(2) 外来収益	350,947	(2) 材 料 費	196,841
(3) 介護サービス収益	44,861	(3) 経 費	395,636
(4) その他医業収益	93,155	(4) 減価償却費	190,071
		(5) 研究研修費	2,349
医 業 外 収 益	377,994	医 業 外 費 用	129,534
(1) 他会計補助金	305,153	(1) 企業債取扱諸費など	108,567
(2) その他医業外収益	72,841	(2) その他医業外費用	20,967
収入合計	1,785,568	支出合計	1,896,006
経 常 利 益			△ 110,438
実 質 収 支			79,633

単位:千円

他会計繰入金	326,306
出資金(4条繰入金)	106,617
他会計繰入金総額	432,923

入院 365 日(延べ患者数 48,352 人) 外来 242 日(延べ患者数 59,821 人)
病床利用率 92.0%

町税の徴収を強化・推進しています

納税の公平性と滞納解消を目指して

税は、私たちの暮らしを支える大切な財源です。町民の皆さんに納めていただく税金は、毎日の生活に欠かせない道路や健康で豊かな暮らしを支える福祉、教育、ゴミ処理、消防・防災など日常生活に必要な行政サービスを提供するために用いられています。

町では、納税者のみなさんとの公平性を保つため、滞納の解消を図り、徴収率の向上を目指して、町と県の税務職員が共同で徴収業務にあたっています。

このため、町税を滞納し再三の督促や納税指導などに応じてもらえない納税者に、差押えなどの滞納処分を強化・推進しています。

滞納とは、納期限までに税金を納付していない状態のことです。滞納すると、本来納めるべき税金の他に延滞金を納めなければなりません。滞納者が税金を滞納したまま放置しておく、滞納者の意志に関わりなく法律に基づき、**滞納処分**として給与、預貯金、動産・不動産などの財産の差押えを行うこととなります。差押えた物件はインターネットで公売することになります。

納税にあたっては、納期限内に納めていただきますようお願いします。

【滞納解消に向けた取り組み】

納税相談 町税を納期限までに納めることが困難な場合は、ご相談ください。

催 告 納期限を過ぎて滞納となっている人に対し、文書催告書の送付や電話による催告、自宅などの訪問を行います。

財産調査 滞納者の財産を金融機関・生命保険会社などに照会し調査します。

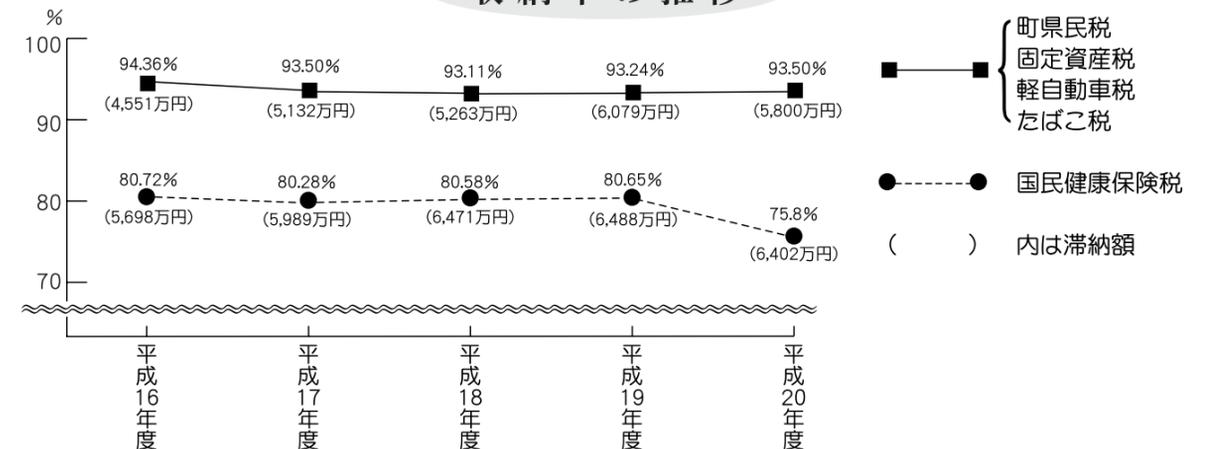
給与調査 滞納者が給与所得者の場合、給与を差押えるために勤務先に対し給与調査を行います。

滞納処分 給与、預貯金、自動車、生命保険、土地・建物などの不動産を有する滞納者に対し、差押えを行います。差押えた後も納付されない場合は、やむを得ず差押えた財産を公売することになります。また、家宅捜索を行い動産を差押え、インターネットで公売します。



タイヤロック装置による自動車の差押え(例)

収納率の推移



問合せ先

国民健康保険智頭病院

☎ 75 - 3211

問合せ先

役場税務住民課

☎ 75 - 4117